

○下水道事業の再評価実施要領細目 新旧表

改正案	現行
下水道事業の再評価実施要領細目 第1 目的 (略) 第2 適用範囲 (略) 第3 再評価の対象とする事業の範囲 (略) 第4 再評価を実施する事業 (略) 第5 再評価の実施及び結果等の公表 1 再評価の実施手続き (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 再評価結果等の提出先 再評価に係る資料及び対応方針の提出先は、必要に応じて当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して、国土交通省<u>水管理・国土保全局</u>下水道事業課とする。 2 評価結果，対応方針等の公表 (1) 公表内容 国土交通省<u>水管理・国土保全局</u>及び地方支分部局等は，「<u>国土交通省所管公共事業の再評価実施要領</u>」第4の2項に従い，再評価	下水道事業の再評価実施要領細目 第1 目的 (略) 第2 適用範囲 (略) 第3 再評価の対象とする事業の範囲 (略) 第4 再評価を実施する事業 (略) 第5 再評価の実施及び結果等の公表 1 再評価の実施手続き (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 再評価結果等の提出先 再評価に係る資料及び対応方針の提出先は，必要に応じて当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して，国土交通省<u>都市・地域整備局下水道部</u>下水道事業課とする。 2 評価結果，対応方針等の公表 (1) 公表内容 国土交通省<u>都市・地域整備局下水道部</u>及び地方支分部局等は，「<u>国土交通省所管公共事業の再評価実施要領</u>」第4の2項に従い，

の実施主体から提出された資料等をもとに当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定し、翌年度予算の実施計画策定時に以下の資料を公表する。

- ・再評価を実施した事業
- ・対応方針
- ・事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省水管理・国土保全局における閲覧等によるものとする。

第6 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

(4) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト削減、代替案立案等の改善の視点

- ・主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画の検討
- ・コスト削減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、別に定める。

但し、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考に、個別事業

再評価の実施主体から提出された資料等をもとに当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定し、翌年度予算の実施計画策定時に以下の資料を公表する。

- ・再評価を実施した事業
- ・対応方針
- ・事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省都市・地域整備局下水道部における閲覧等によるものとする。

第6 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

(4) コスト削減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト削減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、別に定める。

但し、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考に、個別事業

の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。 2 チェックリスト等による評価手法の設定 (略) <u>3 対応方針決定の考え方</u> <u>実施要領5の4に基づくものとする。</u> 第7 施行期日 1 本細目は、<u>令和8年7月1日</u>から施行する。 2 <u>平成22年4月1日</u>に改定された下水道事業の再評価実施要領細目は廃止する。	の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。 2 チェックリスト等による評価手法の設定 (略) 第7 施行期日 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。 2 平成19年11月22日に改定された下水道事業の再評価実施要領細目は廃止する。
---	--